

津南町渇水対策水田整備事業補助金実施要綱

令和8年4月1日

告示第40号

(趣旨)

第1条 近年の高温渇水や地震等による災害により水田の耕板に亀裂等が発生し、水持ちが悪く用水不足が課題となっており、渇水による農業の干ばつ被害を未然に防止するため、ブルドーザーによる代掻きに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津南町補助金等交付規則(昭和31年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、ブルドーザーによる代掻き(以下「ブル掻き」という。)とは、通常よりも深めの耕起、荒掻き後にブルドーザーにより水田内を走行し耕板の亀裂等を埋めることをいう。

(補助対象事業等)

第3条 町長は、津南郷土地改良区若しくは農業者が組織する団体又は農業者個人(以下「補助事業者等」という。)が、渇水対策としてブル掻きを講じた次の各号に掲げる事業に係る経費について補助するものとする。ただし、国又は県の補助対象となる事業は、対象としない。

(1) 委託費

(2) 機械リース費、燃料費

(3) その他ブル掻きに必要経費で町長が特に認めたもの

2 補助対象面積は、1件当たりおおむね1ヘクタール以上とする。

3 補助対象事業費の上限は、10アール当たり3万円とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の100分の50以内とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付に関する手続等については、規則に定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。